

國學院大學學術情報リポジトリ

令和元(平成31)年度 大学院国際交流旅費補助による出張報告

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 飯田, 森 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001658

〔氏 名〕 飯田 森（法学研究科 博士前期課程2年）

〔出張期間〕 令和元年11月12日（火）～令和元年11月17日（日）

〔出張先〕 フランス（パリ）

〔学会名称・調査地〕 The GovTech Summit Paris 2019・フランス
国立図書館

○はじめに

今回、私はフランスにて開催された The GovTech Summit Paris 2019（ガブテックサミット）に参加してきた。本サミットにはエストニア大統領、セルビア首相、フランス軍務大臣、フランスデジタル経済国務長官、パリ副市長、ワルシャワ市長、バルセロナ市長、NATO 副国務長官など EU 諸国や国際機関の要人が参加し、パネルディスカッション形式で議論を行い、私はそれを聴講してきた。本サミットの登壇者及び聴講者には日本人やアジア人の姿は見られず、大変貴重な機会を得ることができた、

○ Gov Tech サミットに参加した目的

まず、今回のサミットのタイトルにも含まれている「Gov Tech（ガブテック）」とは何か。ガブテックとは、政府（Government）とテクノロジー（Technology）を組み合わせた造語で、政府や地方自治体が抱える課題を、テクノロジーの力を活用して積極的に解決していく取り組みのことをいう。これは行政とテクノロジーの掛け合わせとも言えることから、この取り組みを推進するためには既存の法律をその立法趣旨に照らし、必要があればそれを見直さなければならない。

私は、修士課程において「商業登記のデジタル化」というテーマで研究しており、これは「行政手続（Government）」と「デジタル技術（Technology）」が「法律」にどのような影響を与えるのかというテーマ

であることから、今回のサミットに参加することで、「Gov Tech」と「法律」の関係性に関する新たな知見を得たいと考えた。

○日本での研究で得た問題意識

日本では「Gov Tech」の実現に向けて、2019年度の通常国会においてデジタル手続法が成立し12月16日に関連する政令および省令とともに施行された。デジタル手続法は、行政手続をオンラインで行うことができるように「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（以下、行政手続オンライン化法）やマイナンバー法、住民基本台帳法などの改正をまとめた法律である。デジタル手続法では、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する「デジタルファースト」、一度提出した情報は、二度提出することを不要とする「ワンスオンリー」、民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する「コネクテッド・ワンストップ」という原則を掲げている。また、「情報システムの整備計画」、「デジタル・デバイドの是正」、「民間手続のオンライン化の推進」などについても規定がされた。そして政令では、「住民票の写し及び住民票記載事項証明書」、「不動産登記事項証明書」、「商業登記事項証明書」、「法人の印鑑証明書」、「印鑑証明書」が添付書類として省略することができる旨及びその要件が規定され、行政が行う処分通知等であって、それを受領するものが意思表示をした場合には、電子的にその処分通知等を行うことができ、書面でしたことと同様の効果をもたらすことが規定されている。

しかし、「申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合」や「申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合」が例外として規定されていることや地方自治体の行政手続については努力義務になっているなど未だ課題は多い。

このように国は法律を制定し、「Gov Tech」の実現に向けて動いてはいるものの、その実現には多くの問題がある。

その1つが、行政手続のデジタル化を実現させるためには、オンライン

での本人確認をどのような方法で行うのかという問題である。政府はこの方法としてマイナンバーカードを活用と試みている。しかし、マイナンバーカードの人口に対する交付率は、2019年9月16日時点で14.0%（17,835,498枚）と低水準になっている。この普及率の低水準はメリットを感じられない制度構造だけでなく個人番号を個人情報と法律上定義づけたことから起因していると考えられる。マイナンバーカードの交付率が上昇しないことには行政手続のデジタル化が実現したとしても意味のないものになってしまう恐れがある。

また、マイナンバーカードの券面に住所、氏名が記載されていることから、引越しや結婚などで記載事項に変更が生じた際に役所に行かなくてはならないという状況が起きている。横浜市では、「マイナンバーカードをお持ちの方で、お引越しやご結婚などにより、住所、氏名に変更があった場合等は、区役所窓口でカード表面の追記欄に変更した内容を記載します。区役所でお届けをされる際などに、マイナンバーカードもご一緒にお持ちください。」と案内がされている。政府は12月から、引越しに関連する手続を一括して行うための実証実験を実施している。もちろんこの一括手続にはマイナンバーカードが必須になっている。

つまり、マイナンバーカードを用いて引越しに関連する手続を一括して行うことはできるが、引越しに伴うマイナンバーカードの記載事項の変更は役所で行わなければならないという状況にある。この運用は、デジタル手続法施行令によって「住民票の写し及び住民票記載事項証明書」を添付書類として省略するための要件のひとつとして、「個人番号カードの行政機関等への提示」が定められたことを考慮すると、券面に住所の記載をすることを廃止するような改正がされることは考えにくく、利用者にとっては使いづらい内容の法律となっている。

このように、個人番号は個人情報なのかという法解釈やマイナンバーカードの券面の情報に関する複数の法律の関係性など、「Gov Tech」を実現させるためには「法律的なアプローチ」が必要になる。日本においては

この「法律的なアプローチ」が不足しているのではないかという問題意識を持った。

○ The GovTech Summit で得た知見

前述の通り、日本の「Gov Tech」の実現に向けた動きに問題意識を感じたことから、本サミットに参加したいと考えた。

本サミットの参加者の多くはEUに属しており、EU加盟国やその自治体はEUの「デジタル単一市場戦略」に基づいて動いていることから、「Gov Tech」に対する取り組みに力を入れている。特に電子国家大国として名高いエストニアの大統領であるケルスティ・カリユライド氏は「Gov Tech」と「法律」の関係性について「デジタル国家はテクノロジーではなく、その周りの丁寧な作りこまれた法体系である」、「Gov Techの実現にはテクノロジーが入り込む法的な空間を作ることが必要である」と発言しており、これは電子政府や行政手続きのデジタル化を実現するためのテクノロジーを活かすためにどのような法設計をするのかと解釈でき、「Gov Tech」の実現には「法律」の視点からのアプローチが必要不可欠であると再認識することができた。

エストニアは行政手続の約99%が電子化されており、結婚、離婚、不動産売買以外の手続はオンラインで完結することができる。この3つの手続についても技術的にはデジタル化することは可能だが、大きな決断（意思表示）を伴う手続という理由からあえてデジタル化をしていない。例えば婚姻に関してはFamily Law Act 7条に婚姻に関する手続が役人の前でされることを規定されている。また、離婚に関してはFamily Law Act 64条以下に複数の離婚の方法が規定されているが、いずれもオンラインでできる方法ではない。これはそれぞれの手続の特性を考慮した法設計に基づくものである。

本サミットに参加することで、「Gov Tech」と「法律」の関係性及びその実現には法律的なアプローチが必要不可欠なこと、行政手続の全てをデ

デジタル化するというのではなく、それぞれの手続について法律的、実務的な視点からそれをデジタル化すべきなのかという判断をして法律を設計することの重要性に気づくことができた。

○おわりに

昨年度に続き、今年度も国際的な会に参加させていただいたことで修士論文やこれからの研究に非常に重要な知見を得ることができた。

最後に、この機会を与えてくださった、法学研究科の委員の先生方、特に幹事である坂本一登先生、指導教授である森川隆先生、大学院事務課の皆様へ厚く御礼を申し上げ、感謝いたします。

[参考資料]

- ・友岡史仁「行政のオープンデータについて」5453頁（2017）多賀谷一照，松本恒雄編『情報ネットワークの法律実務3』（第一法規，1999）。
- ・総務省「マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について（令和元年9月16日現在）」1頁。
- ・横浜市「マイナンバーカードの住所や氏名等に変更があったとき」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/todokede/koseki-juminhyo/mynumber/cardkaisaihenkou.html>（参照2019.12.10）。
- ・“Family Law Act”
<https://www.riigiteataja.ee/en/eli/ee/Riigikogu/act/507022018005/consolide>（参照2019.11.11）。